

平成30年度坂井市職員採用候補者後期試験  
(短大・高校卒業程度及び資格専門職) 実施要領

1. 試験職種、採用予定人員等

試験は、次の試験区分で行います。

試験職種		採用予定人員	業務内容
	事務	1人	身体障がい者対象は、前期試験および後期試験を合わせた採用予定人員のうち若干名 一般事務の業務に従事する
	土木	1人	土木に関する専門的業務ほか一般事務に従事する
資格専門職	司書	1人	司書としての専門的な業務のほか一般事務に従事する
	保育士	5人	幼保園、保育園、こども園の業務に従事する

2. 受験資格

試験職種	受験資格
事務	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
土木	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
司書	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、司書資格を有する人、または平成31年3月31日までに資格取得見込みの人
保育士	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格かつ幼稚園教諭免許を有する人、または平成31年3月31日までに資格及び免許取得見込みの人

①学歴は問いません。

②次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 坂井市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

③身体障害者手帳の交付を受けている人は、「身体障がい者対象」の区分で受験することができます。この場合、上記の受験資格の他にも要件があります。受験資格等の詳細については、4ページをご覧ください。

### 3. 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	平成30年9月16日(日) 集合時間 8:45 教養試験 9:00~11:00 作文試験 11:15~12:15 専門試験(土木・保育士) 13:15~14:45	坂井市坂井町 下新庄1-1  坂井市役所
第2次試験	平成30年10月下旬(予定) 日程・試験会場等については、第1次試験合格者に通知します。	

※ 試験当日、市役所周辺は駐車台数が限られています。出来る限り公共交通機関をご利用下さい。

### 4. 試験の方法

区 分	種 類	内 容
第1次試験	教養試験 (全職種共通・高卒程度)	市職員として必要な一般知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。
	作文試験 (全職種共通)	課題に対する論理的思考力・表現力等をみるための日本語による筆記試験 800字(原稿用紙2枚)程度、課題当日発表
	専門試験 (土木・保育士)	専門的知識・能力・技術等について、択一式筆記試験を行います。
第2次試験	口述試験	受験者の人物、意欲等について、個別面接を行います。

※ 受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査します。

### 5. 出題分野

区 分	試験職種	出 題 分 野
教養試験	全職種共通	時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力
専門試験	土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
	保育士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む。)

## 6. 合格者の発表

区 分	発表時期	発 表 方 法
第1次試験合格者	平成30年10月上旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、合格者に結果を郵便で通知します。
最終合格者 (第2次試験合格)	平成30年11月中旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、第2次試験受験者全員に結果を郵便で通知します。

## 7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、坂井市職員として採用される資格を持つこととなります。
- (2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合に行うこととなりますが、その際は本人の志望等を考慮のうえ、採用者を決定することとなります。
- (3) 採用された場合の給与は、原則として次のとおりです。

### ○初任給

大 卒	179,200円
短大卒	156,800円
高校卒	147,100円

※職歴等がある人は、初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

### ○諸手当

扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給基準に基づき支給されます。

## 8. 受験手続

### (1) 受験申込手続

- ① 申込用紙は、坂井市役所職員課で交付します。

(7月27日(金)から 土・日を除く 8:30~17:15)

- ② 郵便で、申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、送り先を明記して120円分の切手を同封してください。

- ③ 申込先及び申込の方法

申込書に必要事項を記入し、本人の写真(上半身、脱帽、正面向、縦5cm×横4.5cmで、申込前6ヶ月以内に撮影したものに限り)を所定の箇所に貼付し、坂井市役所職員課に提出してください。

(2) 受付期間等

持参の場合	受付期間 平成30年8月3日(金)から8月22日(水)まで 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日は除く)
郵送の場合	受付期間 平成30年8月3日(金)から8月22日(水)まで <u>必ず「書留郵便」とする。8月22日(水)までの消印のあるものは受けませんが、20日以降は、「速達書留」で郵送してください。</u>
インターネットの場合	受付期間 平成30年8月 3日(金) 午前8時30分から 8月22日(水) 午後5時15分まで 上記期間中は24時間受け付けますが、最終日の8月22日については、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付けます。 試験当日、受験票に写真が貼られていない場合や、受験票を忘れた場合は、原則として受験できません。

9. その他

受験手続、その他の問い合わせは、下記へお願いします。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市総務部職員課 TEL 0776-50-3011 (直通)

《身体障がい者対象の受験資格等》

申込書の「障がいの程度」「その他」の欄を必ず記入してください。

(1) 受験資格(次の全てに該当する人)

- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
- イ 活字印刷文(文字の大きさはこの案内と同程度)による出題に対応可能な人
- ウ 介助者なしに受験並びに通勤及び職務遂行が可能な人

(2) 受験に際しての注意事項(次の人は試験会場を変更する場合があります。)

- ア 試験会場で車いすを使用する人
- イ 通常の机・いすの使用による受験に支障のある人
- ウ 駐車場を必要とする人(自家用車でなくては試験会場に来ることが困難である人に限る。)
- エ その他受験に際して個別に必要なと思われる事項がある人